

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2554号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>



朝霧の中で (撮影：澤地 弘氏・箱根町役場)

もくじ

活	講演	山本会長が市町村の実態把握を要求
情	フォーラム	三位一体の改革と地方行政
随	報	行政評価のルーティンワーク化
情	報	町村週報主要索引(平成18年1月～3月)
報	報	すべては子どもたちのために！
	報	政策リーダー

山本会長が市町村の実態把握を要求	2
三位一体の改革と地方行政	(2)
行政評価のルーティンワーク化	(9)
町村週報主要索引(平成18年1月～3月)	(12)
すべては子どもたちのために！	(13)
政策リーダー	(15)

◎写真募集◎
本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

閑話休題

今年も、自治体職員にとつてつとつしい人事異動の季節がやってきた。私には、全国に自治体職員の知人がいるが、ひと味違つた人脈、経験、発想、努力、自主研究などを特徴としている人が多い。しかし、そういう人ほど、組織の中で能力を発揮できず、適所で働いているとは言いがたい。例外はあるが、組織で高く評価され、出世するタイプは、自分の考えを主張せず、人間関係を重視する人が多いように感じる。

桜花爛漫の下の憂鬱

九州大学大学院法学研究院教授 木佐 茂男

「勤務成績その他の能力の実証」、「平等取扱の原則」、「競争試験」の目的及び方法、「任用候補者名簿の作成」といった言葉が並ぶが、虚ろなまぼろしである。

日本の自治体職員の昇任や配置転換を決定する勤務評定には、まだ科学的な測定システムがあるとはいえない。結局、従来の年功序列の順番をじつと待つか、あるいは、議員や一部の幹部職員のお好みで、ブラックボックスの中で決定されるとしても過言ではない。職員の人事裁量権を持つはずの首長ですらブラックボックスを覗けない自治体もある。

後進部隊とされた日本の裁判官人事でも、透明度の高い人事評価が行われるようになった。勤務評定の本人開示も進み、二〇〇四年に人事評価の開示を求めた裁判官は全裁判官の約5%、不服を申し出た裁判官も少なくない。果たして、自治体職員にはその勇気があるだろうか。

将来、公務員給与が勤務評定で決められる時代が到来する。自治体の土壌さえ培われていない自治体では、イヒツな勤務評定の枠組みだけが先行し、物言えずに苦しむ自治体職員が増えるだけではないのだろうか。

介護保険制度

被保険者・受給者範囲に関する有識者会議

山本会長が市町村の実態把握を要求

都内で初会合、対象範囲の拡大の是非が焦点

厚生労働省老健局が所管する「介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する有識者会議」の初会合が3月6日東京都内で開催された。今回の会議は、本年4月から施行となる改正介護保険法の中に、被保険者や受給者の範囲に関する検討規定が盛り込まれたことなどを背景に発足したものである。

本会からは山本文男会長（福岡県添田町長）が委員に就任した。委員長には京極高宣国立社会保障・人口問題研究所長が選任された。

山本会長からは、保険者である市町村の実施状況の実態を把握しなければ、議論にならなはず混乱が生ずるなどとし、議論の前提として実態データの提出を求めた。

会議は今後、有識者による調査や関係者からのヒアリングなどを実施しながら、「平成21年度を目的」とした「所要の措置」の内容について議論を重ねる。

介護保険制度の被保険者と受給者の範囲については、発足当時の制度設計段階でも議論となっていた。審議会や与党などでの様々な

議論を経て、結果として「老化に伴う介護ニーズに 대응すること」を目的として40歳以上の者を対象とする現行制度の枠組が決まった。

平成12年4月1日に施行された介護保険法の附則には、施行後5年を目的として制度全般にわたる見直しを検討することが規定された。

このため、17年の介護保険法改正の際には、介護サービスの給付を理由や年齢を問わない介護を必要とする全ての人に行い、併せて保険料の負担者の範囲も拡大するといういわゆる「制度の普遍化」が論点の一つとなった。この点について社会保障審議会では、制度の見直しに向けた検討を行い、16年12月に介護保険部会が「被保険者・受給者の範囲の拡大に関する意見」をまとめている。

その中で将来的なあり方については、「制度の普遍化の方向を目指すべきである」という意見が多数であったが、極めて慎重に対処すべきとの意見もあった」と述べ、結論には至らなかったことを明らかにしている。

このため、平成17年2月に閣議決定された介護保険法改正法案（18年4月施行）では、この問題について附則第2条で、「政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給

付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成21年度を目的として所要の措置を講ずるものとする」とされた。

改正法案を審議した17年の通常国会では、この附則の内容について当時の尾辻厚生労働大臣が、「平成21年度を目的とすることに、介護保険制度が3年ごとの事業計画となっていることから、21年度から実施するためには18年度までに見直す必要がある」と旨を答弁（衆議院厚生労働委員会）。また、「所要の措置」の内容については、「被保険者、受給者の対象年齢を拡大し、それを実施に移すことも含まれ得る」と述べている。

17年6月に成立した改正法案は法案の審議経過等を踏まえ、衆参の厚生労働委員会が、附則に規定する検討は、18年度末までに結果が得られるような新たな場を設けて行うこと、その場においては、被保険者及び受給者の範囲拡大も含めて検討すること、を内容とする付帯決議を行っている。

今回発足した有識者会議は、これらの経過を踏まえた形だが、社会保障制度全般の見直しについて、平成18年度を目的に結論を得

活 動

ることとされている(経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004)。こうした一体的な見直しの動向を踏まえながら、介護保険制度の普遍化をどう位置づけていくのか、先送りされ続けてきた大きな課題への取組に目が注がれる。有識者会議における山本会長の発言概要は次のとおり。

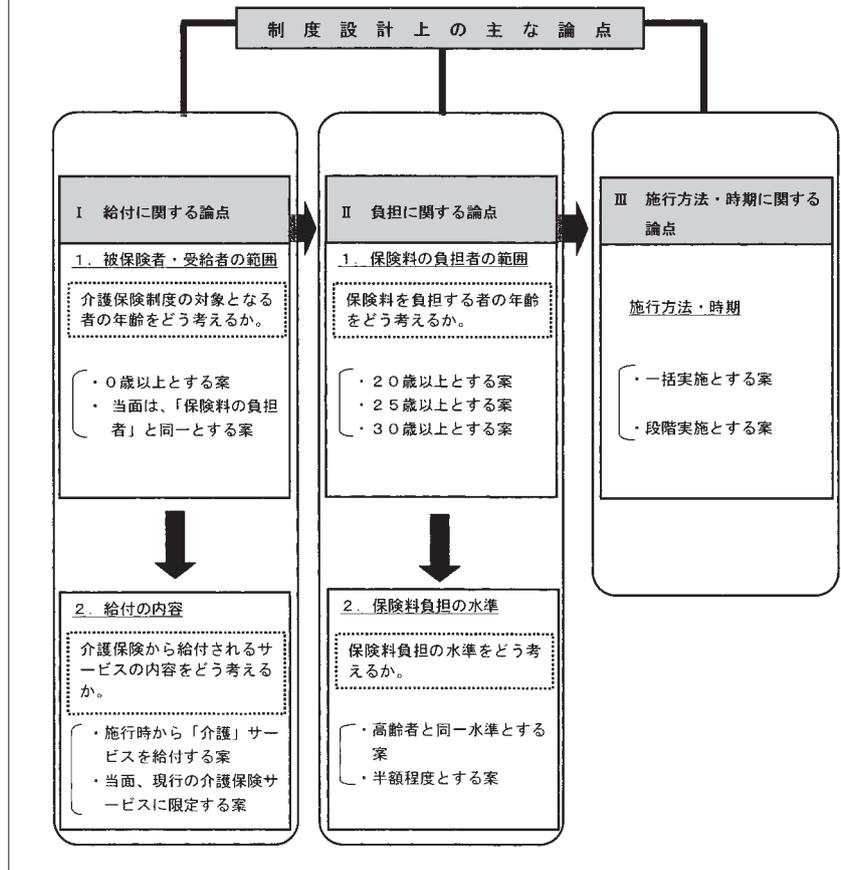
山本会長発言要旨

介護保険の範囲については、個人的には障害者の方も含めるべきではないかと言ってきた。また、保険料の負担者を20歳以上とすることはあまり適当でないといこれまで言ってきた。また、学校に行っている人もおり、25歳くらいから負担してもらおうのいいのではないかと思う。被保険者・受給者の対象を0歳からするという考えはその通りだと思う。

最近の介護保険は異常ではないかと思う。施設の許認可権が都道府県から市町村に移るようになった。それに乗り遅れまいとして3月までの認認可を目指す大変な数の申請書が山積みになっている。福岡県で広域連合を組んでいるが、そこだけでも170あまりの施設の申請が出ている(3月1日現在指定施設数)。そのほかに130

「被保険者・受給者の範囲の拡大」に関する制度設計上の論点

本資料は、介護保険制度における「被保険者・受給者の範囲」を拡大する場合の制度設計上の主な論点を整理したものである。



ほどが後から申請が上がっている。それは、これまでの介護保険制度が規制がなく甘いからだと思う。介護保険制度の環境がもう少し整備されないと、こういう議論にも入れないのではないか。このまま進めていくと、これはある意味では介護保険制度そのものを破壊することになりかねないのではないかと思う。

本日お願いしておきたいのは、今一度介護保険制度の実施の実態を把握してもらい、こういう点を是正すべきだ、こういう所はさらに進展させるべきだということを整理したデータを出してもらいたい。介護保険制度が安定すれば持続性も高まり、その時に被保険者の年齢の引き下げ、給付対象の拡大について議論しても良いと思う。が、現状から考えるとちょっと無理な気がする。現場で実施している我々の意見を聞いた上で実施してほしい。我々は直接住民の皆さんと対話しながら制度を実施している。議論することは大いに結構なことだが、実態をもう少し資料として提出して頂いて、その上で議論することが大事ではないかと思う。

講演

講演記録

全国町村会定期総会 平成18年1月27日

三位一体の改革と地方財政

東京大学大学院経済学研究所・経済学部教授 神野 直彦

今後、三位一体の改革を進めていく上で大切なことは、「税源移譲」「補助金削減」「交付税改革」、それぞれの原則論は何かということをごきちつと打ち立てて、ネクスト・ステージを闘うということです。そうしなければ国の財政再建のために、地方の財源だけが減らされるということに終わってしまう危険性があるというふうに私は思います。(講演内容から)

幸福への呪文

本日は「三位一体の改革と地方財政」ということで、話をさせていただきます。はじめにスウェーデンの教科書に載っている文章を紹介いたします。

「第一次大戦後、スウェーデンは豊かな国となり、人々が「繁栄」と呼ぶ状況を生み出した。私たちは、あまりに簡単に幸福になりすぎた。人々は、それは公正であるか否かを議論した。私たちは戦争を回避し、工場を建設し、そこへ農民の子どもが働きに行った。農業社会は解体された、私たちの国はあたらしい国になったが、人々が本当にわが家にいるといった感覚をもてたかどうかは確かではない。(中略)私たちは当然

のことながら物質的には豊かになったが、簡単な言葉でいえば、平安というべきものを使い果たした。私たちは新しい国で、お互いに他人同士となった。小農民が消滅するとともに、小職人や小商店が、そして、病気のおばあさんが横になっていたあの小さな部屋、あの小さな学校、あの子豚たち、あの小さなダンスホールなども姿を消した。そういう小さな世界はもう残っていない。小さなものは何であれ、儲けが少ないというのが理由だった。なぜなら、幸福への呪文は「儲かる社会 だつたらだ。」(スティーグ・クレツソン)

これはスウェーデンだけの話ではなくて、私も日本が今、たどっている道でございませぬ。昨年の内閣府の「安全・安心に関する特別世論調査」では、日本の社会はもはや安全・安心の社会ではなくなったということとを訴えている国民が過半数に及んでいます。なぜ安心・安全の社会ではないのかということですが、その第一の理由は子どもたちの非行、引きこもり、自殺。こういった社会的な病理現象を65・8%の国民が指摘

しています。

スウェーデンは、ここから反省します。人間の絆を取り戻すコミュニケーションを復活しなければいけないという動きに入るわけです。ヨーロッパでは、こうした人間の絆のことをソーシャル・キャピタル、社会資本と呼んでいます。

世界経済フォーラムの経済的な国際競争力のランキングで、昨年、日本は9位から12位に転落しました。世界で一番競争力があるといわれるフィンランドが第1位、スウェーデンは第3位、アメリカは第2位です。

最近、早稲田大学の木村忠正先生が、フィンランドの学生と日本の学生を対象に人間の信頼感に関する意識調査をしております。それによると、「ほとんどの人は他人を信頼していると思いますか」という問いに対して、フィンランドの学生は「そう思う」に「ややそう思う」ということを加えると、実に73・6%が、「他人を信頼している」と答えています。日本の学生は、「そう思う」が27%、「ややそう思う」を加えても29・2%と3割に満たないのです。そして、「この社会では気をつけていないと、誰かに利用されてしまう」という問いに、「そう思う」と答えたフィンランドの学生は3・8%しかいません。「ややそう思う」を加えても25・4%です。ところが日本の学生は、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせると79・7%のほりります。日本の8割の学生が、

講 演

「気を付けていないと誰かに利用されてしまう」と思っているわけです。

日本では何重にもわたって他人を信用してはいないわけですから、これをチエックするために無駄なお金を使わなければならない。つまり、市場を動かすための取引費用が膨大にかかり、経済発展もしなくなっていく。結果として、日本の国際経済力は落ち込み、フィンランドなどの経済力が世界一と評価されることになるわけです。

私たちは1980年代あたりからグローバル化といわれている経済状況に陥って、大きな歴史の転換期を迎えました。ヨーロッパでいえばグローバル化に対抗するために、国民国家がやっている仕事の一部をEUなどに移して、ユーロという統一国家をつくるという動きが出てきました。同時に国民の生活を守ることが国民国家ではできなくなっている。地方分権を進めて地方自治体が国民の生活を守るとい方向にしようといった動きも出てきています。

なぜ国民国家が国民の生活を守れなくなっているのかというと、金融の自由化によりお金が自由に動き回ると、所得再分配が難しくなってくる。お金持ちに税金をかけて、貧しい人にお金を配るとい所得再分配で国民の生活を守ることができなくなるのです。したがって地方自治体が福祉とか教育や医療によって国民の生活を守りましようというわけです。このように地方自治体がお金を配るのではなく、福祉やサービスを

配って人々の生活を守るようにしよう、というのがヨーロッパの地方分権の動きであります。

日本の場合には地方分権が進まず、それぞれの地方自治体が地域の実情に応じた住民サービスを配ることが難しいため、中央政府が手取り足取りしています。そのために財政が困難になり、地域住民の必要に応じたサービスができていません。

これを行うためには、これまで権限の移譲だけをやってきたのを、財政面でも地方自治体が自由に使えるお金として移譲しなければなりません。そうすることが、本来の三位一体の改革の意味だったはずですよ。

● 財政面での分権改革

ここで「垂直的な財政調整と水平的な財政調整」の話を見せていただきます。財政調整とは政府間の財政関係を調整することですが、この財政調整では二つのことを考えなければなりません。一つは国と地方自治体とのあいだの財政関係を調整すること、これを「垂直的財政調整」といいます。もう一つは地方自治体間の財政関係を調整すること、これを「水平的財政調整」といいます。

「垂直的な財政調整」では、国と地方自治体の行政任務の配分、つまり国はどういう公共サービスを国民に提供するの、地方自治体はどういう公共サービスを提供するのか、それをまず決めます。そのあとで国には与えられた行政任務を遂行できるように国税を課税する権利を与え、

地方自治体には与えられた行政任務を遂行できるように地方税を課税する権利を与える。これが課税権の配分というものです。

ところが「垂直的な財政調整」で行政任務と課税権を割り当てると、地方自治体間で財政力に格差が生じてきます。これを調整するのが「水平的な財政調整」です。

この「水平的な財政調整」には二つのやり方があります。狭義の水平的財政調整は、豊かな地方自治体から貧しい地方自治体に、地方税で調整するやり方です。もうひとつは、「水平的効果を持った垂直的な財政調整」、すなわち国が地方自治体間の財政力の格差を是正するというやり方で、日本の交付税がこれに当たります。つまり国税でもって、地域間の財政力の格差を是正するというやり方です。

財政関係を分権的にするには、公共サービスをできるだけ国民にとって身近なところが提供するよう、行政任務を地方自治体に多く配分することです。ところが地方自治体に多くの行政任務を割り当てたとしても、分権にならない場合が二つあります。

一つは、行政任務は地方自治体が行っているけれども、その決定を中央政府がすべて行っているというように、決定と執行が非対応になってしまっている場合で、その象徴が機関委任事務だったわけです。もう一つは、行政任務は地方自治体に多く配分されていて、課税権が地方自治

体に配分されていないため、結局補助金などに頼らざるを得ないというように、行政任務と課税権の非対応が生じているという場合で、日本ではこういった状況が生じているわけです。

すなわち行政任務と課税権の非対応を解消することが重要なテーマで、私の亡くなった恩師、佐藤進先生は、「日本の地方分権は、機関委任事務の廃止と税源移譲が車の両輪とならなければ進まないのだ」と口癖のように申しておりました。

2000年の地方分権一括法で機関委任事務は廃止され、この税源移譲がようやく実現されようとしています。税源移譲を実現するということは、国から多くの税源を取ってくるということではなく、その地域社会で自主的に公共サービスが決定できるようになる、ということですよ。うちは教育で頑張るので、公共事業は少し我慢しようとか、うちは生活道路がないと生活ができないので、これを優先しようとか。そういう福祉、教育、公共事業を自由に選択できるような状況をつくり出していくことが、財政面での地方分権の考え方です。

この財政面での分権改革では、補助金と交付税の削減だけが先行してしまっていて、税源移譲が先送りになっていました。だからこれを一緒にやってくださいというのが、本来の三位一体の改革です。この3年間で削減された交付税の額は5兆円、補助金の額は4兆円です。これに対し

て税源移譲額は3兆円。これでは地方が苦しくなるばかりだということでは明らかです。

このような状況でも、地方自治体から多くの公共サービスを提供しなければ、人間の絆が失われ、地域経済も活性化しなくなるといように、現在の日本は、そういう悪循環に陥ってしまっているのです。

●シャープ勧告に学ぶ

こういった状況を打開するような動きが、日本では繰り返しの行われてきました。皆さんもご存知のとおり、日本の地方分権の旗印は全国町村会が振り始めたのです。全国町村会は、三重県七保村の大瀬東作村長が、1918年に義務教育国庫負担金ができた時に起こした運動をその起源としています。

この義務教育国庫負担金は、当時、市町村は義務教育しかやっていなかったことから、現在の交付税のような役割を持っていました。1918年には物価が高騰して米騒動が全国で起こり、地方財政ももちろん破綻していました。そこで大瀬東作村長は、全国の町村長が団結する組織をつくらうと提案して、各府県の町村長会が結成され、その後1921年(大正10年)、東京で全国町村長会が発足したのです。この第1回目の総会で、全国町村長会が要求したことは、義務教育国庫負担金の増額、現在でいえば交付税の増額でした。全国町村長会が要求したことのひとつは税源移譲です。当時の税金

の中心である地租、営業税という二つを国税から地方税に移譲しようという要求、すなわち両税移譲です。そしてこの全国町村長会が始めた両税移譲運動のことを、私たちは大正デモクラシーと呼んでおります。

この全国町村長会の動きを見て、シャープ勧告が作成されます。勧告の一つは、地租という税金を家屋税と一緒に固定資産税にして国税から市町村税に移すこと、もう一つは、営業税を事業税にして道府県税に移すこと、同時に義務教育の国庫負担金のようなものは大幅に削減し、平衡交付金、つまり現在の交付税を導入するという内容です。

シャープ勧告による改革の順序は、まず税源移譲、それから補助金カット、ここで残った地方自治体の財力格差の必要最低限の部分を平衡交付金で補填するような仕組みを作りなさいというものです。

ですから「税源移譲」「補助金カット」「国税の改革」の方向で進まなければいけないところを、今回の三位一体の改革では、まず「補助金カット」、そのあとに「税源移譲」、これから「交付税」だと言っていますけども、順序は完全にシャープ勧告と違ってきます。

勧告の中に「平衡制度(交付税制度)は、地方自治を害すると論ぜられることがある。」とあるように、今でも、「地方自治体は交付税がある」と甘えてしまっていていいない。「と言われますがシャープ勧告はそんなことは百も承知なんです。

シャープ勧告には、地方自治体が交付税をもらつたためには、二つのことをしなくてはいけないと書いてあります。その一つは最低限度の行政をすること、もう一つは標準的な税金を標準的な税率でかけて、公正な負担を引き受けることです。「この二つさえやれば、あとは自由に使っていれば、それが平衡交付金(交付税)だ。」というふうに言っているわけです。

「平衡交付金(交付税)が地方自治を害する程度は、交付金の額と依存度によって異なる。」とあります。交付税に依存しすぎると、地方自治を害するということです。それでは依存しないようにするためには、どうすればいいのか。それには「地方自治体に収入をあげる税金を、国税から地方税に移しなさい。」とシャープ勧告は言っています。

現在、交付税を多くもらっているのは、政令指定都市などの豊かな団体です。小さな市町村は依存度は大きいかもしれませんが、額はごく僅かです。税源移譲をすれば、この豊かな団体は不交付団体になり、真に必要な小さな市町村に交付税を回せるようになる。これが税源移譲の目的になります。地方税がちゃんと移譲されていないために交付税をもらわなくていいところがもらつてしまっているところ、現在の交付税制度の大きな問題点があるということなのです。

さて、シャープ勧告はこの義務教育の国庫負担金については、廃止を

要請したわけですが、なぜ廃止をしなければならぬのかという理由を二つ挙げています。一点目は、豊かな団体と貧困な団体の補助率がともに2分の1と同率であるため、貧困な団体への重荷が不当であること、二点目は、国と地方が2分の1ずつ負担するということが客観的な根拠が無いため、この負担率は独断的になりがちである、という点です。

●ヨーロッパの常識

それでは、世界的な常識から見るとどうなのか。現在、ヨーロッパの約8割の国が批准している「ヨーロッパ地方自治憲章」の内容を見てみましょう。

この第4条の3項で「公共部門が担うべき責務は、原則として、最も市民に身近な公共団体(市町村)が優先的にこれを執行するものとす」と決めてます。これは「補完性の原理」といわれているもので、個人ができないことを家族が、家族ができないことをコミュニティが、コミュニティができないことを市町村が、市町村ができないことを道府県が、道府県ができないことを国が、国ができないことをEUが、というふうにながっていく原理です。

第9条の地方自治体の財源の法則では、「地方自治体は、国家の経済政策の範囲内において、かつ自らその権限の範囲内において、自由に使用することのできる適切かつ固有の財源を付与されなければならない。」第

講 演

2項「地方自治体の財源は、憲法及び法律によって付与された責務、責任に相応していくものでなければならぬ。」とあります。

重要なのは第5項です。「財政力の弱い地方自治体を保護するために、財政収入及び財政需要を不均衡による影響を正することを目的とした財政調整制度又はこれに準ずる仕組みを設けるものとする。」と明確に書いてあります。ただし、「これは地方自治体が自己の権限の範囲内において行使する自主性を損なうようなものであってはならない。」とあるように、財政収入と財政需要の不均衡を是正しなさいと書いてあるのです。

そして第6項「地方自治体は、財源の地方自治体への再配分に当たっては、その再配分の手法について、適切な方法によりその意見を申し出る機会を与えられなければならない。」第7項「地方自治体に対する補助金又は交付金は、可能な限り、特定の目的に限定されないものでなければならぬ。補助金又は交付金の交付は、地方自治体とその権限の範囲内において政策的な裁量権を行使する基本的な自由を奪つようなものであってはならない。」と続くのです。

このヨーロッパ地方自治憲章を受けて、国連で世界地方自治憲章を作ろうという動きが出てきましたが、その第9条では「脆弱な地方自治体のため、財政の持続性を、垂直的国と地方自治体間、水平的（地方自治体間）、又はその両方であるとを問

わず、特に財政調整制度により保護しなければならない。」というように規定しています。

●まず「税源移譲」から始める

私たちは、今度の三位一体の改革について、「税源移譲は一步踏み出したけれども、内容的には不十分であった。」という認識の下に、次の段階では何を進めなければならないのかを考えるべきなのです。

まずはじめに「税源移譲」から進めることが重要です。それでは「税源移譲」をするにはどうしたらいいのかというと、主要な税金（基幹税）を国と地方が行政ニーズに合わせて如何に配分するかが一番重要なことです。

よく地方自治なのだから自治体自ら工夫していろいろな税金をつくれと言われますが、それは無理です。基幹的な税金を行政ニーズに合わせて分割したうえでないと、税金利用の可能性が取られてしまいますから、税収を上げられる税金を考えつきません。明治時代の日本がそうでした。主要な税金を押しえられていて、勝手に作つてよ。そこであらゆるものに税金をかけました。犬税、ウサギ税、馬税、牛税、芸子税、男女不平等ということまで太鼓持ち税（笑）等々です。

今回の三位一体の改革では、私の長年の主張であったように、個人住民税の10%比例税率化で約3兆円が移譲されます。比例税率化すると、地域による所得間格差がなくなりま

すので、地方の税収が増えます。全体で3兆円の増収が見込まれますが、地域別に見ると、税収が一番伸びる都道府県が山形県。一番伸びないのが東京都ということになります。

現在の税金の機軸を成している付加価値税、つまり消費税ですね。日本の消費税の税率は、皆さんご存知のとおり、地方税1%、国税4%ですが、これを地方税2.5%、国税2.5%に改めると、14年度決算ベースで、国税から地方税への6.7兆円の税源移譲額が可能になります。

現在、全国の地方税収は33兆円ですが、東京都が全体の16.6%を持っています。これに対し北海道は3.7%です。一方、人口のシェアは東京都9.5%に対して北海道は4.45%になっています。

ところがこの6.7兆円の移譲を行いますと、東京都の税収は全体の12.1%にしかならないのに対して北海道は4.4%になりますので、人口シェアに近づきます。これでも人口のシェアが9.5%しかない東京都は少しも足りないから、そこで交付税の見直しをしてみましようということになります。

実は交付税には、国税のうち法人税や個人所得税が組み込まれているのですが、なぜ交付税に入れるのかというと、これは本来は地方の共通の税金なんです。しかし地方税にしてしまつと地域間格差が広がるので、国税として間接的に課税して交付税にしてから公平になるように配分しているのです。

そうすると交付税には、本来、地

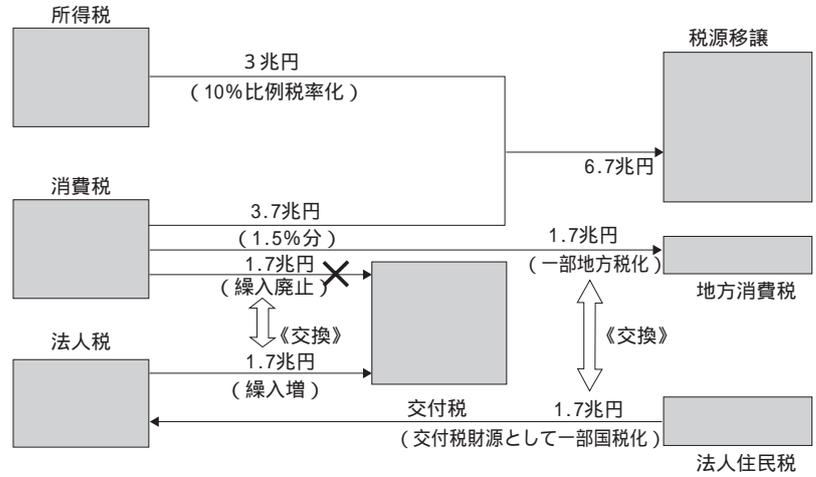
域間格差の激しい税金が充当されなければいけないわけですが、現在では地域間格差が低い消費税が組み込まれています。そこでこの消費税と東京に税収が集中している法人住民税とを交付税の充当財源として交換します。図1（次頁）をご覧ください。消費税を交付税の中に入れるのを止めてもらい、その代わりに法人税1.7兆円を増やして入れてくださ

いというようにするので。つまり「消費税は交付税に繰り入れるのではなくて、地方消費税として地方に渡してください。そのかわり地方のほうは、地域間格差の激しい法人住民税を国に差し出します。」ということ。こういった消費税と法人住民税の交換を経た後の東京都の地方税の全国シェアは8.9%、一方の北海道は4.8%となり、人口シェアにより近づくため、バランスがとれるようになるのです。

改革というのは、ものごとの原点、すなわち地方税というのは国税と違って本来どうやって配分されるべきだったのか。交付税はどういう税金がもとになっていて、本来どういう姿であるべきなのか。そういうことを考えて進めてゆけば、うまくいくものなのです。

もちろん税源が移譲されたあとには補助金を削らなければならぬわけですが、その場合も原則をつくって、補助金の額だけを削るというのではなくて、削り方もきちんと考え

図1. 税源移譲・交付税改革



皆様方がやっていらつしやる地方の事務は、大きく法定受託事務と自治事務とに分かれています。法定受託事務というのは、本来は国の仕事だけれども、地方自治体に受託されているわけですから、これに対しては国が100%お金を出してくださいということになります。100%が無理であっても、直轄事業は20%地方が負担するものですから、少なくとも直轄事業並にはして欲しいという事です。生活保護は法定受託事務で、直轄事業ですから補助率は

負担金のように割り勘で持ちましようというものと、奨励的補助金のように政策的に口を出して奨励したいというものがあります。割り勘で出すというのであれば、原則2分の1のお金を出してもらおう。そして口を出したいというのであれば、お金もきちんと3分の2、少なくとも2分の1以上は出してもらおうというのが普通ではないでしょうか。補助金削減のルールは介入を少なくするという事ですから、額と同じに件数を減らしてもらわないとい

80%なのですが、それがいつの間にか75%に引き下げるということになっていきます。今回行われた改革では、児童手当、児童扶養手当という法定受託事務は、少なくとも80%は出してもらわなければ困るところを減らされているのです。

次に自治事務ですが、自治事務の中には、法定されていてやらなければいけない事務と、やってもやらなくてもいい随意事務と、二つあるわけです。法定されている自治事務については、補助金や負担金を出してもらってもいいというふうに考えたほうがいいのです。その時の補助金には、

けない。さらにいえばその対象となつている補助金の仕事、法定受託事務なのか、自治事務なのかによって明確に補助率などを決めてもらわないとだめだということになります。

●三位一体の改革 ネクスト・ステージに向けて

今後、三位一体の改革を進めていく上で大切なことは、「税源移譲」「補助金削減」「交付税改革」、それぞれ原則論は何かということを引きつと打ち立てて、ネクスト・ステージを闘うということです。そうしなければ国の財政再建のために、地方の財源だけが減らされるということに終わってしまう危険性があるというふうに私は思います。

日本の社会は人間の絆が失われつつありますが、そのことが単に社会的な秩序を悪化させるということだけではなくて、経済の発展すらも押さえ込んでしまうということであり、スウェーデンでは、子どもたちの次のように教えています。

「私たちは、学校、職場、余暇活動などで、さまざまなグループに属しています。しかし、私たちにとつて最も大事なグループは、それがどんなタイプであるかにかかわらず、家族です。家族の中であつて、私たちは親近感、思いやり、連帯感、相互理解を感じます。家族の中であつては、私たちはありのままの感覚で、受け入れられ好かれていると感じることが出来ます。たとえどんな

馬鹿なことを言つたりしたりしてもです。そういうことは、その他のグループでは決してありません。」(スウェーデンの小学校の教科書より) 最後にスウェーデンのドロシー・ロー・ノルトの「子ども」という詩を朗読させていただきます。

「批判ばかりされた子どもは非難することをおぼえる。殴られて大きくなった子どもは力にたよることをおぼえる。笑いものにされた子どもはものを言わずにいることをおぼえる。皮肉にさらされた子どもは鈍い良識のもちぬしになる。しかし、激励を受けた子どもは自信をおぼえる。寛容にであつた子どもは忍耐をおぼえる。賞賛をうけた子どもは評価することをおぼえる。フェアプレーを経験した子どもは公正をおぼえる。友情を知る子どもは親切をおぼえる。安心を経験した子どもは信頼をおぼえる。可愛がられ抱きしめられた子どもは世界中の愛情を感じとることをおぼえる。」

スウェーデンでは、この詩に書かれていることが必ず正しいとは教えませんが、子どもたちに次のように問いかけます。

「あなたは、詩「子ども」のどこに共感しますか。激励や賞賛が良くないのはどんなときですか。この詩は、大人にたいして無理な要求をしていませんか。両親が要求にたいして心え切れないのはどんなときか、例を挙げましょう」というふうな考えさせているわけです。

フォーラム

フォーラム

現地レポート

町村独自の地域振興事例紹介

行政評価のルーティンワーク化

高根沢町の概要

高根沢町は栃木県のほぼ中央、県都宇都宮市に隣接する人口3万人あまりの町です。総面積は70・90平方キロメートル、中央部に町域の6割を占める水田地帯が広がり、関東平野を代表する穀倉地帯となっています。町の西側には鬼怒川が南流し、東西には丘陵地帯の緑が広がり季節の花が咲き乱れる、自然豊かな町です。また、東部丘陵地帯の、町の地域振興の核となる温泉施設「元氣あつむら」ら、西部丘陵地帯の「宮内庁御料牧場」、鬼怒川河川敷の「鬼怒グリーンパーク」など、自然と共存した施設があります。

その一方で、町の西部台地には、とちぎのIT発信基地「情報の森とちぎ」、また「本田技研工業」が立地しています。さらに町の中央部では「キリンビール栃木工場」が操業しています。

このように、「自然、農業と最先端技術が共存しているまち」というのが、高根沢町の主な特徴です。



はじめに

このレポートでは、高根沢町の行政改革の取り組みの一つとして、現行の行政評価システムの内容に力点を置いて紹介したいと思います。行政改革は今やどの自治体においても必須課題であり、あらゆる媒体を通して既に様々な取り組み事例が紹介されている中で、高根沢町が今改めてPRできる点は、行政評価システムを予算、人事等其他システムと連動したシステムとして、年度単位のルーティンワークとして運用しているところだと考えたためです。

わかりやすく、シンプルに

行政評価システムのコンセプト

栃木県 高根沢町

元氣あつむら

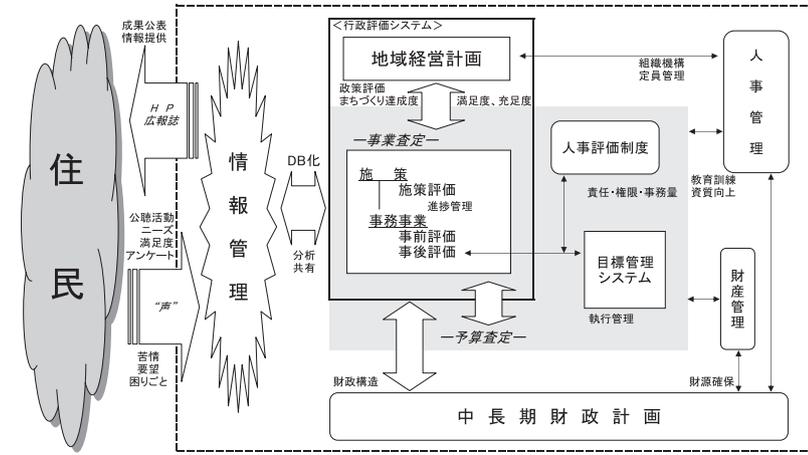
は、「コスト削減と成果を重視した行政運営の推進」、そして「住民との情報の共有」です。「どれだけ

のコストを投入したのか（インプット）」「どれだけのことを行なったのか（アウトプット）」という視



フォーラム

高根沢町政策マネジメントシステム概要図



点に、「どれだけの効果をもたらしたのか(アウトカム)」という視点を加えチェック機能の強化を図り、「町が何を指し、何をしようとしているのか」を具体的に住民に説明する責務(アカウンタビリティ)を果たすことを目的としています。

「ごくありふれたコンセプトかもしれませんが、高根沢町においては、特に「住民の視点から、わかり易くシンプルに説明する」という

点に力を入れて取り組んでいるところであり、現在も試行錯誤中です。現段階の取り組みとしてH17年度は、高根沢町地域経営計画2006(H18年度からスタートする総合計画のこと。以下、「地域経営計画」という。)の策定作業に合わせて、政策 施策 事務事業という三階層の体系を、行政評価システムにおいても、また予算においても徹底的に意識付けるよう試みました。これは、前述した「町が何を指し、何をしようとしているのか」という部分を意識したものです。地域経営計画、行政評価システム、予算等が、それぞれ別個に運用され、公表されていると、住民は何か何だか、どこがどう繋がっているのか理解できる筈がありません。またこれは職員にとっても同じ事で、計画の策定作業、行政評価調査の作成作業、予算要求等がそれぞれ別個に考える仕事である訳がなく、目指すべきものはつきりさえしてい

ば、自ずとそれぞれの組み立てが出来上がるもの筈です。この考え方に基づき、町の最上位計画である地域経営計画において政策、施策体系を明確にした上で、体系を行政評価システム、財務システムの予算科目にリンクさせる作業を行いました。

施策評価

施策評価は、H17年度にH18年度事前評価を初めて実施しました。地域経営計画で示した96施策それぞれの評価調査を作成し、H22年度までの年毎の目標値を示すとともに、実現のための手段として「下がる事務事業を同調査に列挙しました。施策評価調査は、年毎の成果を測定することにより、手段としての事務事業の組み立てが有効に機能しているかどうかを検証するためのものです。今後事後評価を行う際には、きちんと施策の成果を測定すること、また、事務事業との因果関係を細かく検証することが課題になります。

事務事業評価

事務事業評価は、H14年度に「高根沢町行政評価に関する条例」を制定し、これまで事前評価、事

後評価を実施してきました。運用当初は職員の意識付けに力点を置き、全事務事業の評価を行っていましたが、500以上の膨大な量となる事務事業の評価を行ったことで、事務の煩雑化を招いてしまった部分も否定できなかったため、H16年度に実施したH17年度事前評価からは、住民向けの投資的な事業(建設、整備、ソフトの約150事業)を評価対象としました。そして、評価対象となった定期的な経費は、別のシステムを用いて成果を管理することとしました。(この管理システムは、現在検討中です。これについても、地域経営計画をベースに据え、計画に記載した行財政改革、また集中改革プラン等との整合をとった、シンプルなシステムにすることが課題となります。)

これまでの事務事業評価は、アウトプット(=活動指標)、アウトカム(=成果指標)を検証し、見直しが必要と認められた事業については予算要求までに再構築を求めるというチェック機能の面、予算との連動の面で一定の成果を収めてきましたが、事務事業(=手段)ゆえに適当なアウトカム(=成果指標)をとって住民に示すことが難しかったり、また、単純に投資的事務事業の網羅という色合いが

フォーラム

濃かったゆえに、住民サイドから見て、力の入れどころや、長期的な組み立てが不明瞭だったりするという弱点がありました。今回、一階層上の施策評価調書の中でアウトカム(=成果指標)をとり、そこから事務事業の有効性を検証するようにしたこと、また、地域経営計画で体系、5年間の目標、施策の優先度を示し、行政評価システムにリンクさせたことよって、これらの弱点を補いました。

目標管理システム、人事評価制度

評価は、前述のとおり事前評価、事後評価を年度単位で実施している訳ですが、この運用方法にも弱点があります。それは、「決算の時期(5・6月ごろ)に前年度の事後評価をして、予算要求時期(9・10月ごろ)に次年度の事前評価をして、じゃあ当該年度はどうなってるの?」という、いわゆる事中評価の問題です。そこで、事務量の許容範囲を超えない範囲で管理を行うためのツールとして高根沢町では、目標管理システムを運用しています。これは、各係毎の目標、年間スケジュールリングを目標管理シートとして作成し、目標確認、進捗管理を行う簡単なシステムです。

また、目標管理システムに足りない部分、すなわち職員の責任権限、事務量、目標等「個人としてどうあるべきか?」を管理するためのツールとして、人事評価制度を運用しています。目標面接シートを作成し、係単位、所属単位で面接を行い、目標、取り組み体制の確認を実施しています。これらのシステムは、行政評価システムの補完のみならず、職員の意識付けとしても一定の成果を収めています。

政策マネジメントシステム

前述してきたとおり、高根沢町では行政評価システムを、地域経営計画や予算、また、目標管理システム、人事評価制度等他システムと連動させ、年度単位のルーティンワークとして運用しています。この各システムの連動の総体を、政策マネジメントシステムと呼んでいます。長期計画、予算編成、人事管理等がそれぞれにPDCAサイクルを回すのではなく、連動して一体となり、より柔軟にPDCAサイクルを回しているという意図のもと、また、それぞれの情報を一元化し、よりシンプルな方法で住民と情報を共有しようという意図のもとに整備し

たシステムです。

今後の課題

最後に、今後の課題について何点が述べさせていただきます。一つは、アウトカム(=成果指標)の整理です。アウトプット(=活動指標)との整合、また、ベンチマーク化など、住民にとってわかり易い、客観性のある指標を持つことが必要となります。

次に、進捗管理システムの確立です。事中評価という観点から、目標管理システム、人事評価制度等の、行政評価システムへの反映のさせ方について見直しを行い、より連動性の高いシステムを構築する必要があります。

さらに、職員のスキルアップです。高根沢町においては、H13年度のISO9001認証取得からスタートし、ISO9001のコンセプトを引き継いだ行政評価システムの構築、行政評価システムをさらにシステムティックに運用するためのベースとなる地域経営計画の策定と、実際に作業を進めていく中で、職員の「サービスの目的を明確化する、質を向上させる、明確に説明する」という意識を醸成させてきました。事前に研修に時間を割いたということもな

く、いわば力技でシステムを構築してきた訳です。その手法は、職員の意識付けにおいても一定の成果を上げてきたと認識しています。行政評価システムが形骸化することのないよう、また、さらに効果的に機能するよう、さらなるスキルアップが求められます。

おわりに

このレポートで何回か紹介した地域経営計画について。

地域経営計画では、「手間、暇かけて、行政改革から行政創造へ」という言葉を掲げました。合言葉が示すとおり、行政も住民も含めて、これからの高根沢町が持つべき考え方として、そこには「協働」の概念があります。「協働」を具現化していくためには、「手間と暇」をかけて、住民とのコミュニケーションを強く意識しながら、新たな信頼関係を築くための仕組みを構築(改革から創造)しなければなりません。今回紹介させていただいた行政評価システムも、その仕組みを構築するためのツールの一つとして、より一層磨きをかけていきたいと考えています。

(高根沢町役場企画課 檜山史進)

情 報

町村週報主要索引

平成18年1月～平成18年3月
2544号～2554号

(全国町村会長年頭挨拶)

魅力ある町村の実現を目指して〃
全国町村会長 山本文男 2544 (2)

(総務大臣年頭挨拶)

豊かな国民生活に向けて努力を〃
総務大臣 竹中平蔵 2544 (3)

活動

新地方分権構想検討委員会を開催〃
地方六団体 2547 (2)
地方財政に関する総務大臣・地方六
団体の会合を開催 2547 (3)
平成十六年度公有物件災害共済事業
の概要報告 2547 (20)
全国町村会定期総会開く 2548 (2)

豪雪災害で緊急提言〃地方六団体
2548 (11)

平成十六年度全国町村職員生協火
災・自動車共済事業の概要報告 2548 (12)

豪雪対策で緊急要望〃全国豪雪地帯
町村協議会 2549 (5)

山本会長が市町村の実態把握を要求
〃介護保険制度の被保険・受給者範
囲に関する有識者会議 2554 (2)

政策

地方の自主性・自律性の拡大、地方

議会のあり方で答申〃第28次地方制
度調査会 2544 (9)

出生率が最低を更新、超少子化国
に〃平成17年版少子化社会白書 2545 (2)

平成18年度関係省庁予算特集号
2546 (2)

徹底した行政改革の推進を期待〃平
成18年度財政課長かん 2547 (5)

平成18年度介護報酬等改定案を了承
〃社会保障審議会・介護給付費分科
会 2549 (2)

一般財源総額は前年度比204億円
増を確保〃平成18年度財政計画 2550 (2)

市町村消防の広域化推進で答申〃消
防審議会 2550 (5)

地方交付税等改正案を閣議決定
2551 (2)

地域の知の拠点再生プログラム〃地
域再生本部 2552 (2)

道州制のあり方について〃第28次地
方制度調査会 2553 (2)

随 想
合併奮闘記
青森県町村会長・中泊町長
小野俊逸 2544 (15)

住民と協働で未来あるまちづくり
三重県東員町長
佐藤 均 2545 (10)

外海離島、宇久町の選択
長崎県宇久町長
田中 稔 2547 (22)

町と住民が共に育てる身延ブランド
山梨県町村会長・身延町長
依田光弥 2548 (14)

山形県町村会長・遊佐町長
小野寺喜一郎 2549 (10)

私の心のふるさと大山崎町
京都府大山崎町長
河原崎 進 2550 (9)

思い出すこと
徳島県山城町長
西 徹 2551 (10)

キラッと光るまちづくりを目指して
北海道蘭越町長
宮谷内留雄 2552 (11)

徒然なるままに
福井県越前町長
関 敬信 2553 (11)

すべては子どもたちのために！
熊本県芦北町長
竹崎一成 2554 (13)

フォーラム
住む人みんなの協働で進めるまちづ
くり
岩手県滝沢村 2544 (12)

北国の厳しいしばれ(寒さ)を楽し
もう
北海道下川町 2545 (6)

都市と人物・情報の交流拠点づくり
徳島県三好町 2549 (6)

農村力を活かした資源循環型のまち
づくり
福井県池田町 2551 (5)

大いなる田舎、までいらいいい
たて〃を目指して
福島県飯館村 2552 (5)

〃まちづくり〃は人づくりから
熊本県錦町 2553 (6)

行政評価のルーティーンワーク化
栃木県高根沢町 2554 (9)

論 説
自立に向けて町村の「多面的機能」
を發揮しよう 作新学院大学総合政
策学部教授 橋立 達夫 2544 (5)

講 演
三位一体の改革と地方行政 東京大
学大学院経済学研究所・経済学部教
授 神野 直彦 2554 (4)

情 報
新任都道府県町村会長の略歴
(新潟県) 2545 (11)

新任都道府県町村会長の略歴
(長崎県) 2547 (18)

新任都道府県町村会長の略歴
(京都府) 2549 (8)

新任都道府県町村会長の略歴
(愛知県) 2550 (10)

都道府県別市町村数
(平成18年1月23日現在) 2546 (64)

都道府県別市町村数
(平成18年2月13日現在) 2549 (4)

都道府県別市町村数
(平成18年2月27日現在) 2551 (9)

都道府県別市町村数
(平成18年3月6日現在) 2552 (9)

町村週報主要索引
(平成18年1月～3月) 2554 (12)

カプセルNOW&NEW
2545、2547、
2549、2553
政策リーダー
2545、2547、2548、
2550、2551、2553、
2554

随 想

白いドレスの海の貴婦人「うたせ船」



平成の大合併の流れの中で、旧田浦・芦北両町は平成17年1月1日、新「芦北町」人口約2万1千人の町として誕生した。芦北町は、熊本県南部に位置し、水産庁から「未来に残したい漁業・漁村の歴史文化財産百選」として認定された不知火海(しらぬい)のシン

ボル「うたせ船」や特産の「デコポン」甘夏は全国ブランドとなっている。私は、平成6年11月、町長就任以来、町政の舵取りを任され、その責務の重大さを肝に銘じ、政治は、行政はだれのためにあるのかを自らに問い続けてきた。また、町政の指針として、「新未来づくりに、すべては子供たちのために」を基本理念に掲げ、教育をはじめ、スポーツ・文化、福祉、農林水産、商工観光、国際交流等々、多くの政策の中で、他の自治体にはない個性的な事業の展開によりオンリー・ワンの町づくりを推進してきた。特に、これらの取組が高い評価を受け、内閣総理大臣表彰をはじめ5回にも及び大臣表彰を受賞するなど、本町の大きな財産となっている。その具体的な施策の一部を紹介させていただくとする。

随 想



熊本市長 本町一成
あしきた北崎 竹

■ すべては子供たちのために！

こだわりの「芦北産特製高級自酒」



まず、平成14年2月、「夢見るよな味わい、まろやかさ」という見出しで、焼酎「あしきた」の記事が新聞等に大きく紹介された。我々待望の自酒芦北焼酎の誕生である。「らしさ」をキーワードにした町おこしの決定版とも言える。ガラスの瓶とキャップを除けば、米、水、竹炭、ラベルすべて芦北産でまとめあげた真正正銘の地酒を超える自酒である。ちなみに、米は、天皇陛下への献上米として奉納された無化学肥料減農薬栽培の「大関米」、水は「熊本名水百選」、ラベルは一枚一枚丁寧に手漉きをし、天日干しされた伝統和紙「大河内紙」を使用している。何事につけ名称をつけるのは難しいが、地域や自治体の名称をそのまま商品名にするには相当の思い切りを必要とする。周囲を見渡しても中々そのようなものにはお目にかかれない。

このことは、結論づけるとまさしく、郷土「あしきた」に対する自信と誇りの表れ以外の何ものでもない。近郊近在は勿論のこと、広く九州、全国、世界を物かはと
名ある星春星としてみなつるむ
山口 誓子
火星、木星、金星、土星など太陽系惑星に限らず、空に光る星は北極星、北斗七星、南十字星、オリオンなどの呼び名があり、天文に興味がない人でも、この程度は常識であろう。「名ある星」は、これらを天界の代表的な星として、その他の多くをも包含して「春星としてみな」と表現している。

季節の俳句カレンダー

いつぬれし松の根方ぞ春しぐれ
久保田万太郎
「時雨しぐれ」といえば冬の季語シトシトと降る小雨ながら、じんわりと寒さが忍び寄ってきて、次は雪になるかと思われる。同じような小雨でも、下草の芽吹きがちらほら見える春先になると、寒さも峠を越してくる。「いつぬれし」と表現されることで、細かい雨がいつ降り出したのか定かではない様子が描かれる。
月日過ぎただ何となく彼岸過ぎ
富安 風生
「暑さ寒さも彼岸まで」というように、春秋の彼岸は日本の気候の節目でもある。年明けからの受験競争も終幕。学校に新入生が、企業には新入社員が顔を出す四月までは「何となく彼岸過ぎ」と、この句に詠まれているような気分が過ごせても、四月にはまた社会の歯車のどこかに関わることになる。

随 想

現地カンボジアの子供たちとの交流



もしない強い信念と進取の精神がここに象徴されている。

政治も行政も地域の活動も個人の営みも例外なく、次の世代、後を継いでゆく子供たちのために存在している。申し送るべき有形無形の遺産、その中で、すぐれて残すべきもの、それは郷土に対する自信と誇りのほかに見当たらない。

また、芦北町では、急速に進展する国際社会の中で、国際化・国際交流はいかにあるべきかを哲学的に考察し、官民が一体となった多種多様の事業を展開している。その中で、芦北町及び芦北町国際交流協会では、内戦で教育環境が荒廃しているカンボジアに学校を贈るための募金活動に取り組み、既に3校を贈呈し、さらに、現地カンボジアへ子供たちを派遣し、体験レポートを取りまとめ、その発表会を開催するなどしている。

このような活動を通し、子供たちの豊かな感性の醸成と世界に視野を持つ人材の育成に努めるとともに、健全な愛国心を育てることにともなう努力している。

一方、文化の振興では、火縄銃を通して、中・近世における郷土と日本の歴史・文化を学んでもらおうと、平成15年10月1日、葦北鉄砲隊を組織した。

「肥後国史」によると江戸時代の芦北地方には、細川藩のもと、四百数十人の地侍で組織する鉄砲隊(葦北御郡筒)があり、薩摩や相良に対する防衛に当たっていた。また、1637年に起こった「天草・島原の乱」の原城総攻撃の際にも活躍したことが知られている。

平成の葦北鉄砲隊は、その火縄銃の技術を現在に体现し、各種スポーツ大会、イベント等をはじめ、町内小中学校の総合的学習の時間や高齢者の生涯学習の場などに出席講座を開催し、子供たちに郷土の歴史・文化等を伝授するとともに、イギリス・リーズ市にある王立武器博物館主催の「徳川將軍フエア」への葦北鉄砲隊の招聘、またそのロンドン公演、さらに「種子島鉄砲サミット」や「紀州鉄砲まつり」に遠征するなど、国内はもとより国際的な活動を展開している。

今年も、あたかも、私に取って地方政治に一步を踏み出した30年の節目の年である。私の座右の銘は、「義を見てせざるは勇無きな

り」である。義とは義なり、義に向いては水火をも辞せざるは勇なり。勇なきものは人の上に立たしむべからず。常に問題意識を持ち、現状に満足せず伝統の上に創造を、秩序の中に改革と進歩を。社会正義を忘れず、責任感強き人間に成れ。ただし「匹夫の勇」にならぬよう。

政治家は「次の時代に何を残せるか」でその価値が決まる。また、職員にも「ナンバー・ワンを目指すのではなく、オンリー・ワンを目指せ」と常に檄を飛ばしてきた。ナンバー・ワンはいつかその座を譲る日がくるが、オンリー・ワンの座はゆるがない。地方自治の行方に懸念をはさむ声もあるが、国より一步も二歩も前を行く町が日本全国には多々あるはずである。我が芦北町もオンリー・ワンで異彩を放って行きたい。



ロンドン塔で演武する「葦北鉄砲隊」

お客様とご家族の将来に備えて
資産のバトンタッチ

を考えてみませんか？

皆さまの思いを具体的な「かたち」にするためのお手伝いをいたします。

あなたの意思を形にします

相続に関する手続きに不慣れな方へ

遺言信託

【遺心伝心】

遺産整理

【わかち愛】

*「遺言信託【遺心伝心】」「遺産整理【わかち愛】」には所定の手数料、報酬がかかります。
*税法の詳細につきましては、所轄税務署・税理士までご相談ください。



三菱UFJ信託銀行

三菱UFJ信託銀行 インフォメーションデスク 0120-349-250 (つながりましたら) ご利用時間 平日 午前9:00~17:00 (祝日等を除く)

あなたの思いを
カタチにします。

- お手軽に
いつでもでも
ご利用ください
- スーパー定期
- 長期運用商品
ワンステップ
- グローバルセレクション
- おつみたて
おつみたて
おつみたて
- 5年変動定期
- 外貨定期預金
- ファーストクラス
- 年々増える
おつみたて
- ビッグ 2年・5年
- おつみたて
おつみたて
- 住友ローン
リレープランフレックス

SUMITOMO TRUST 住友信託銀行

資料のご請求は、お電話またはウェブサイト・お電話・お申し込みまでどうぞ。
☎0120-897-117 オペレーターの確認後、お電話をお願いします。
【受付時間】月～金曜日 9時～21時 土曜日 9時～17時
(ただし、祝日および5/3・5/5・12/31～1/3を除きます)

情 報

政策リーダー

政策リーダー

「21世紀成年者縦断調査」まとめまる

厚生労働省は、3月8日、「21世紀成年者縦断調査」を取りまとめた。

調査は、少子化対策などの基礎資料を得るため、平成14年10月末時点で20～34歳だった全国の男女を対象に、14年から毎年11月に調査を続け、今回の第3回は約2万8、000人を対象に16年11月に実施し、約2万400人から回答を得た。

結果をみると、第1回調査で子どもが「ほしい」と考えていた夫婦のうち、夫の休日の家事・育児時間が「増加」した夫婦では、30.4%に子どもが生まれたが、「減少」した夫婦では、20.2%だった。

また、夫の一日当たりの仕事時間が「10時間以上」であった夫婦のうち、仕事時間が「減少」した夫婦は、28.4%に子どもが生まれたが、「増加」した夫婦では22.0%となっている。

妻の職場に育児休業の「制度あり」では、この1年間で14.3%に子どもが生まれたが、「制度なし」では5.2%にとどまった。「制度あり」のうち、制度を「利用しやすい雰囲気がある」では18.3%に子どもが生まれているが、「利用しにくい雰囲気がある」では9.8%と分かれた。

さらに、制度がある場合、妻の74.2%が出産後も同一就業を継続している。一方、制度がない場合は27.6%だった。

平成18年版 地方財政の状況「報告」 総務省

総務省は3月10日、地方財政法に基づき、平成18年版「地方財政の状況」を国会に報告した。

歳出をみると、歳出総額は91兆2、479億円（対前年度比1.4%減）と5年連続の減少となった。児童手当の支給対象年齢拡大による制度改正等、歳出増加要因が多い中で、人件費25兆6、133億円（同1.2%減）、投資的経費16兆8、485億円（同9.3%減）等が大幅に減少している。

歳入を見ると、歳入総額は93兆4、422億円（同1.5%減）と減少した。うち、地方税33兆5、388億円（同2.7%増）、地方譲与税1兆1、641億円（同67.7%増）等が増加した一方、地方交付税17兆201億円（同5.8%減）、地方債12兆3、753億円（同10.3%減）等が減少した。その結果、積立金から9、525億円の純取崩し（取崩しと積立との差）が行われた。

市町村合併（平成15・16年度…611市町村減少）の影響により、町村の歳出が都市にシフトするとともに、新潟県中越地震、観測史上最多の10個の上陸台風等の影響により、災害復旧事業費が4、938億円（同63.0%増）と著しく増加した。また、地方債現在高の増加、積立金現在高の減少等により、将来にわたる実質的な財政負担は139兆5、329億円（同2.0%増）となり、14年連続で過去最高水準を更新している。

平成18年度畜産物価格及び関連対策決まる 農水省

農水省はこの程、平成18年度の畜産物価格を決定した。

これは、農林水産大臣が食料・農業・農村政策審議会に諮問し、答申を受けて決定したもので、生産条件や需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮し、生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量については203万トン（対前年度2万トン減）、補給金単価1kg当たりは10.4円（対前年度同額）と定めるとともに、指定食肉安定価格については牛肉、豚肉の安定上位価格、安定基準価格をいずれも前年度と同額としたほか、指定肉用子牛の保証基準価格についても前年度と同額とした。

また、農水省はこの決定に合わせて主要関連対策をまとめたが、新規施策では、生乳・乳製品の需給安定対策として需要の伸びが見込まれるチーズ、液状乳製品（生クリーム等）及びはっ酵乳向け生乳を指定生乳生産者団体が基準となる数量を上回って供給した場合に奨励金（増加実績分1kg当たり10円、新規拡大分同12円）を交付するほか、食肉流通等対策として、産地食肉センターにおけるピッキングと殺の中止、豚副産物の分別、特定危険部位の焼却等のBSE関連規制に対応した施設の整備や牛せき柱の適正管理を推進するための事業を支援することとしている。

自治体衛星通信機構からの メッセージ



「分権改革日本」全国大会ライブ中継の様様

財団法人自治体衛星通信機構は、全国の地方公共団体により構成される地域衛星通信ネットワークを管理・運用しています。当ネットワークは、衛星電話・FAXによる防炎情報の伝達に活用されるとともに、行政情報、地域情報、災害情報などの映像をお送りしています。

2006年1月から映像送信を次のように充実・拡大しています。

ライブ 生中継を増やします！

地方行政に係る国主催の会議について、従来は主に録画による放映を行ってききましたが、今後は迅速な情報伝達を目指してライブ中継を増やしていきます。会議出席者以外の方も会議開催と同時に情報を共有できるようになります。その際には、事前に会議次第を当機構HPや、ライブ中継前に掲示します。今年に入り、1月19日から25日にかけて総務省で開催された全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議、全国消防防災主管課長会議など四つの会議の様様をライブ中継しました。今後も随時放映していきますので、是非ご覧ください。

地方行政関連「施策の紹介」を増やします！

総務省をはじめとする各府省の施策の紹介を、より一層、アップグレードなものにしていくため、月1回のテーマを月2回以上に増やします。2006年新たなIT戦略が始まる2月28日放映)に続いて、「消防組織法の改正」「地方公営企業の民営化等」などの放映を予定しています。(原則毎月第一、第四火曜日11時から

放映)

また、今後は地方公共団体の先駆的、模範的な取組の紹介等も行ってみたいと考えていますので、適当と思われるものがございましたら、当機構情報企画課(03・3434・0252)までご連絡ください。

衛星通信機器の操作ガイド 放映

災害時における通信手段の確保をテーマに、衛星電話のかけ方から非常用電源の重要性などを紹介するビデオを制作しました。当ネットワークで当面毎週1回以上放映しますので担当部署の方を中心にご覧頂き、発災時・緊急時の対応マニュアルとして活用してください。

の映像を的確にキャッチし活用するためのお願い

- 1、TV共聴設備のある庁舎では当機構の映像CHを庁舎内のCH表などで確認してください。
- 共聴設備のない庁舎では、視聴可能なTVの設置場所を確認してください。
- 2、番組表の詳細は当機構HP (<http://www.lascom.or.jp>)で確認してください。